



熊本県公報

号外 第30号
令和2年(2020年)
4月8日(水)
(毎週 火・金発行)

目次

訓 令

- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (//) 2
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (//) 2
- 熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令…………… (//) 2
- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (//) 3

訓 令

熊本県訓令第44号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「知事公室付」の次に「及び新型コロナウイルス感染症対策室」を加える。

第4条第15項中「及び政策調整監」を「、政策調整監及び室長」に改める。

第5条第13項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」を加え、同条中第28項を第29項とし、第17項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 知事公室に置く室長は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事務を掌理する。

別表第3の1の表中

「	1	知事の特命に関する こと。					
	2	庁議に関する こと。					
を	1	知事の特命に関する こと。					
	2	庁議に関する こと。					
	3	新型コロナウイルス 感染症対策の総合調整 に関する こと。					

に改め、同表危機管理防災課の部第1項中「係る調整に関するこ

と」の次に「(新型コロナウイルス感染症対策室の分掌事務に係るものを除く。)」を加え、同表に(注)として次のように加える。

(注) 分掌事務の欄中知事の特命に関する事及び庁議に関する事は知事公室付、新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事は新型コロナウイルス感染症対策室が所掌する。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第1項中「こと」の次に「(新型コロナウイルス感染症対策室の分掌事務に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月8日から施行する。

熊本県訓令第45号

熊本県公営企業管理規程第8号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程(平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」を加える。

別表第1の1の項中「知事公室付 知付」を「知事公室付 知付
新型コロナウイルス感染症対策室 新コ
対」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月8日から施行する。

熊本県訓令第46号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表その他の職員の部本庁の職員(知事公室付の職員を除く。)の項中「知事公室付」の次に「及び新型コロナウイルス感染症対策室」を加え、同部本庁の職員(知事公室付の職員に限る。)の項の次に次のように加える。

本庁の職員(新型コロナウイルス感染症対策室の職員
に置く室長
に限る。)

附 則

この訓令は、令和2年4月8日から施行する。

熊本県訓令第47号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程(平成21年熊本県訓令第45号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「健康福祉部健康福祉政策課 健康福祉部健康危機管理課

を「健康福祉部健康福祉政策課 健康福祉部健康危機管理課
知事公室新型コロナウイルス感染

症対策室」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月8日から施行する。

熊本県訓令第48号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「政策調整監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月8日から施行する。